

府政への提言

～平成24年度予算に向けて～

2011年12月22日

民主党・無所属ネット大阪府議会議員団

1. 関西広域連合カウンターパートの定着

関西広域連合で、今回の東日本大震災においてカウンターパート方式を使い行動できたことで、被災地のニーズに対応した支援を効果的に行うことができた。これを今後の被災地の復興に生かすとともに、東日本大震災を踏まえた新たな災害時の対応、防災対策に取り組むために、以下のことを提案する。

(1) 市町村間のカウンターパートによる支援

被災地の復旧・復興へ向けた長期にわたる支援を行っていくためには、市町村間でのカウンターパート方式による支援が有効であると考えられる。こうした市町村間での支援の方式を取り入れるとともに、府として府内市町村との連携・支援を強めていくこと。

(2) 必要な資機（器）材の調達における連携

大規模災害に必要な資機（器）材の調達について、関西広域連合として一体となり必要な資器材を備える仕組みをつくること。例えば、今回の震災時における入浴施設の設置においては、大型の浴槽が大阪になく、千葉県から融通された。大阪でこのような資機（器）材をすべて備蓄する必要はないものの、どの県に何があるのかを互いに情報共有するとともに、役割分担して調達させる方法が効果的である。

また、通常の災害時における市町村で用意すべき資機（器）材等の備蓄についても、府は市町村に対し支援すること。

(3) 相互支援体制の構築

いつどこで起こるか分からない災害時での相互支援体制として、もし大阪府が災害に見舞われたとき、緊急支援を求めるためにも他県とのパートナーシステム（相互支援体制の整備・防災情報の共有化・合同訓練の実施）を構築しておくこと。

さらには、日本をブロックに分け（北海道・東北北陸・関東・東海・近畿・中国四国・九州）などに分類し、災害の規模に応じブロック間での相互支援体制の整備と防災情報の共有化、合同訓練の実施などを進める支援システムを関西広域連合及び全国知事会に対して研究するよう提案していくこと。

2. 震災に伴う災害廃棄物の処分

3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の惨禍と深刻な原子力発電所の事故による被害をもたらした。大阪府は、関西広域連合の中で岩手県へのカウンターパートとして、これまでも多くの警察官、府職員や消防をはじめとする市町村職員が被災地での支援活動をされてきた。大阪府としては、現地本部とともに、現地のニーズを的確に察知し、被災自治体に寄り添う姿勢で取り組むことが重要である。特に、震災に伴うがれきなどの災害廃棄物を受け入れるため、市町村等関係者に対して説明と協力を求めつつ、災害廃棄物の処理を適切に行うための処理指針を早急に策定すること。

3. 自然災害に対する総合防災対策

地震・津波に加え、局地的な豪雨による洪水・土砂災害や台風・竜巻など風雨による被害

を想定し、府民へのリスク開示や対策、とりわけ避難訓練、近隣での助け合い、企業・商店による緊急時支援システムの構築と拡充を進めること。

特に、府民が速やかに避難し、きめ細かいケアを受けることを可能とする避難看板の設置・ハザードマップの作成を市町村と連携して推進させること。

とりわけ、山間部における集中豪雨は、土砂災害等の甚大な被害をもたらす、下流への被害も想定されることから、これまでの治水対策はもとより、山林における保水力向上等の総合的治水対策を進めること。

4．住民主役の防犯・防災まちづくり

防犯・防災の取組みにあたっては、地域コミュニティが不可欠であるが、今日、地域コミュニティ事態が希薄となっていることから、地域コミュニティの再生や、醸成に向けた取組みに対する支援が必要である。

地域コミュニティの再生にあたっては、市町村における防犯・防災組織など、地域組織の組織化に向けた啓発活動や、活発に活動できる為の活動拠点、活動自体への支援を促進することが重要であり、市町村との十分な協議を行い有効な施策を講じること。

5．帰宅困難者のための一時待機場所確保と物資の備蓄を

主要鉄道駅の駅舎を開放したりなど、地域の実情に応じた帰宅困難者受入れのための一時待機スペースを確保するとともに、主要箇所には帰宅困難者向けの食糧や水などの物資を受入れ場所に備蓄できるようにすること。

これらのことを含め、帰宅困難者のための対応について民間との協力を前提とした支援体制を構築すること。

6．“減災”のまちづくり

東南海・南海地震等への大地震に備え、東日本における大震の教訓を活かし、行政における防災対策は、財源や技術面からも限界があることから、府民の生命や財産を守る観点での減災のまちづくりが喫緊の課題である。

公共施設での耐震化はもとより、民間住宅・建築物の耐震診断及び耐震化は急務であることから、促進に向けた啓発事業及び具体施策の構築、並びに誘導を促す補助事業について、耐震化への進捗状況を踏まえた分析を行い、制度の見直しを図る等、支援施策の拡充・強化を図ること。

また、他の自然災害、集中豪雨や土砂災害などを想定した危険箇所の点検活動の強化、防災施設の整備充実を図り、災害時における避難誘導や啓発活動の強化を各自治体との連携のもと、取組支援の強化を図りたい。

7．震災後のエネルギー対策

東日本大震災後における今後の日本のエネルギー政策については、国において検討しているところである。エネルギーは私たちの身近なものであり、企業においても、節電対策や自

家発電設備の設置、太陽光発電などの活用などに取り組んでいる。府においても、災害時のエネルギー活用や今後のエネルギー対策について、できることから取り組むべきである。このことから我が会派として以下のとおり提言する。

(1) 太陽光発電等の自然エネルギーを大いに活用すべき

メガソーラーをはじめとする太陽光発電、太陽熱発電などの自然エネルギーを活用した電力供給ビジネスが展開しつつある。こうした民間の活力を利用し、府においても、府の土地等を活用し、民間が行うメガソーラー施設の整備に協力すること。また、府の施設においても、ソーラー発電設備を設置すること。

また、新たなエネルギー政策は、地域振興を伴う一石二鳥の取組みであることから、新エネルギー産業の振興にあたっては、思い切ったインセンティブ政策を講ずること。

(2) 主な避難所のある施設に自家発電設備等の設置を

避難所では備蓄倉庫や自家発電設備の整備、緊急通信手段などの確保が十分でなかったため、被災者の不便な避難生活を余儀なくされた。公立学校施設など大きな避難所のある施設においては、少なくとも自家発電設備を設置あるいは蓄電池の活用をするよう誘導策を講じること。

(3) ごみ焼却所に発電設備を

エネルギーの有効活用としてごみ焼却所における熱を利用した発電が有効であると考えられるため、発電設備を設けるよう誘導策を講じること。

(4) 環境配慮や防災での貢献をする建物の規制緩和を

民間マンションや事業所などを建築するにあたって、その建築物が、太陽光発電などの自然エネルギーの活用による環境への配慮をするものである場合、あるいは、災害時において避難施設として利用できるなどの地域住民への防災上の貢献を行うものである場合には、当該自治体との協議のもと、建ぺい率や容積等の緩和する施策を図ること。

8 . ひきこもり青少年ゼロ・プロジェクト

15歳から39歳の若者の内、ひきこもりとなっている若者が府内に約5万人と推定されている。さらに長期化することが予想される中で、早期に発見し、見守りや相談を重ね、社会参加を支援し、社会的自立に導く取組みは急務であると考ええる。

(1) 青少年のひきこもりの実数把握、原因分析、個々人に応じた支援のプログラムを的確に作り出し、その取組みが達成したか検証するためにも、引き続き毎年、実態調査を行うこと。

(2) 「地域支援ネットワーク」の構築と、それに取組む専門スタッフの充実を図るとともに、ひきこもり青少年の自立に向けた長期にわたる支援活動を行う財政的措置を講ずること。

9 . 暴力根絶・性犯罪ゼロをめざして

大阪府は、女性に対する暴力について、「女性の人間としての尊厳への侵害であり、女性に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自身を失わせ、男性に対して従属的な状況へと女性を追

い込むもの」と位置づけ、その根絶に向けた取組みの必要性並びに被害者への総合的な支援体制の整備を謳っている。とりわけ性犯罪については暴力により身体的、精神的に大きな被害を受けるとともに、たとえ未遂で終わったとしても、生涯にわたって心に深く傷が残されるといわれている。

府においては、子どもたちが被害に遭うケースも含め、強制わいせつ事件が増加しているが、警察に届けられるのは、大変少ないという状況である。未然防止ならびに被害者支援のさらなる充実を求める。

- (1) 女性警察官をさらに増員し、支援体制の充実を図ること。
- (2) ウーマンラインや交番における女性相談事業の周知徹底を図るため、ポスター・リーフレットを充実・活用するとともに、性犯罪根絶の強化期間を設け、広く市民に啓発キャンペーンを行うこと。
- (3) 性犯罪被害者の診療、カウンセリング等の期間や経費の公費負担の拡充、充実を図ること。
- (4) デートDV、望まない妊娠、性犯罪等を防止し、潜在化をなくすため、また、加害者をつくらないためにも、教育現場との連携を密にすること。

10. アジアのまちづくりに貢献する大阪の技術

関西に集中するソーラー発電パネル、リチウムイオン電池産業を発展させるとともに、大阪の医薬品、医療機器、介護関連産業、環境技術や上下水道技術などで、急成長するアジアの都市問題や環境問題に大きく貢献する。さらに、これらを通じて業況の回復や雇用の拡大につながることから、府として戦略的に取り組むこと。

11. 庁舎のあり方

(1) 本庁舎機能を大手前地区に集約すべき

今年8月、府として、咲洲庁舎が防災拠点としては使えないと判断された。また、司令塔としての防災拠点がない本庁舎機能もありえない考えから、咲洲庁舎への本庁舎の全面移転は選択肢としてないという認識である。

本庁舎の位置については、現在の大手前と咲洲の併用、あるいは大手前へ集約の2通りしか考えられない。そのうち、大手前と咲洲の併用については、府民が来庁時に混乱を来たず、戦略的な行政運営などに支障があるほか、大手前 - 咲洲間の事務連絡などの併用による業務の非効率化の問題があるため、我が会派としては本庁舎機能を大手前地区に集約すべきである。

(2) 成人病センターの建替え

私たちは、かねてから、大手前地区で成人病センターの建替えを行う以上、咲洲庁舎のあり方とそれに伴う大手前の土地活用のあり方とを切り離すことはできない、と主張してきた。

一方、府においては、今後の咲洲庁舎を含め府庁舎全体のあり方については、来年度、中央防災会議等から示される新たな知見を踏まえて検討するとしている。

しかし、この府庁舎のあり方の検討次第では、本館（西館）や咲洲庁舎に入居している部局等を集約した小規模庁舎の建設が必要となるなど、大手前地区のまちづくりの方向性が変

わってくる。にもかかわらず、大手前地区がどんなまちづくりになるか関わりなく、成人病センターだけが、別館の東側の場所に先行して立地するということはありません。

また、大手前地区や森之宮地区の住民がともに大手前移転建替を反対していることについて、前知事は8月31日の戦略本部会議で「住民の皆さんには大変申し訳ないが、大阪府として、大手前への移転・建て替えを決定する。私は大阪府民全体から選ばれているので、大阪全体の声を汲んで、大手前への移転建替を決定して議会に関連予算案を提出する。」と発言し、現在も担当部局はその方針で進んでいる。これは間違いである。仮にこのような論理が正しいとするのなら、民間における開発については「日本の経済の発展のために」地元住民の理解を無視した乱開発も大阪府に限っては認めるべきはないか。

したがって、我が会派としては、成人病センターは大手前に移転させるべきではなく、現地建替をすべきと主張する。

12. 入札制度の改革

行政改革の名のもとに、入札について競争原理が導入された。競争そのものを否定するものではないが、経済の悪化によりダンピング競争が激しくなり、府では平成19年度に失格基準価格を設定するまでの間、一部の案件で予定価額の40%台の落札もあった。経営を無視した低入札により、下請け企業へのしわ寄せや労働者の賃金の切り下げ、安全対策の手抜き、そして一部には工事の手抜きも見受けられた。このようなことは決して好ましいものではない。公共工事は本来の目的である良質な工事はもちろんのこと、経済対策としても重要な意味を持っており、工事を取るがためのダンピングによる低価格競争については、改善することが求められている。

府では、低入札価格調査制度において設定する失格基準価格について、予定価格の2/3から、今年4月には70%へ引き上げるなど、私たちの主張により改善されてきたが、まだ十分とは言えない。よって、以下の項目について改善を図られるように提言する。なお、以下の提言には、工事だけでなく入札全般を対象とするものである。

- (1) 建設技能者を育てるためにも、適正な賃金制度を導入すること。
- (2) 総合評価入札制度の適用対象を拡大すること。
- (3) 元請企業が倒産した場合、下請企業に代金が支払われる制度を作ること。
- (4) 障がい者雇用等の福祉加点を重視すること。
- (5) 府内企業を育成することが大阪経済には欠かせないため、府内企業に対する発注を推進すること。
- (6) 低入札での落札については、調査基準を厳格化し、不当、不明な入札根拠については認めないこと。

13. 指定管理者制度について

指定管理者制度が導入され、指定期間が満了した施設では、新たな選定の時期にきている。新たな選定公募の時の提案価格は前回の選定価格より低くしないと選定されないために、経験を積んでも評価されず、価格のみの競争になっている。

新たな選定の度に賃金等が切り下げられることがあれば、経験・技能が活かされず継続性が失われ、契約期間だけの仕事となり、将来を見据えた運営にならないことから、価格のみ

ではなく、総合的に評価が行えるよう検討し、早期に改善内容を示すこと。

14. 基礎自治体への分権の更なる推進

今、大阪では二重行政の無駄を排するという美名の下で、行政の一元化ではなく権力の一元化が進められている。地域主権を確立するため、大阪府の権限を市町村にさらに移行させるとともに、それに伴う十分な財源も移譲させること。

また、広域自治体と基礎自治体との役割を認識し、補完性の原則に基づき社会及び住民の多様なニーズに適切に対応するための大阪府と府内市町村が共同で事務を行う「(仮称)府市共同事務センター」といった検討機関を設けること。

15. 就職困難層への支援施策の充実

(1) 母子家庭の母、障がい者をはじめとする就職困難層に対し、府と府内市町村がその就職の場となるよう取組むこと。

(2) 就職困難者に寄り添い、継続的に個別支援を行うPSSモデル事業を実施すること。

PSS (パーソナル・サポート・サービス)

当事者の抱える問題の全体を構造的に把握した上で、当事者の支援ニーズに合わせて、制度横断的にオーダーメイドで支援策の調整、調達、開拓等のコーディネートを行い、かつ当事者の状況変化に応じて、継続的に伴走型で行っていく支援のこと

(3) IT (情報通信技術) の活用は、コミュニケーションや情報収集、情報発信の有効な手段となり、特に障がいのある方にとっては、社会参加を実現するための大切な道具となりえることから、ITステーションに関わる事業については、企業側の雇用ニーズを組み入れたり、就労を意識した事業に再編したりするなど、障がい者に対するIT訓練の実施を積極的に進めること。

16. 私立学校等施設の耐震化の促進

大規模地震等から生徒を守るため、学校施設の安全を確保することが急務である。文部科学省が調査した平成22年4月1日現在の私立学校施設の耐震改修状況調査結果の概要によると、大阪の私立学校の耐震化率は63.7%で全国平均の70.2%を下回っている。府においては私立学校施設に対する耐震化のための施設整備の補助制度がないため、このままでは耐震化を促進することが困難である。このため、国における補助制度を活用しつつ、私立学校の施設の耐震化を促進するための補助制度を確立すること。

耐震性の高い私立学校施設が整備されることで、学校施設の安全の確保のみならず、地域における避難所などの防災拠点として学校の協力を得られやすくなるので、大きなメリットが期待できる。

17. 「生きる力」をつける教育へ

国連子どもの権利委員会は2010年に3回目の勧告として「日本の教育について、教育制度が『高度に競争主義的』であるとし、『いじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退及び自殺』

につながることを懸念する」と述べている。

競争主義的な教育環境を見直し、子どもが生き生きと学習でき、個人の能力を伸ばし、共に成長できる学校をめざし、以下の取組みを行うこと。

- (1) 少人数学級の拡充を行うこと。
- (2) 教職員が授業内容をより良いものにするための時間や子どもと向き合うための時間の確保を行うための具体的な施策を示し実施すること。
- (3) 府立高校の中途退学を防止するため、小・中・高連携をさらに進め、さらに地域ぐるみで児童・生徒を見守り支援できるよう、地域やNPOとの連携を進めること。また、私立から府立に転学した生徒への配慮、支援を行うこと。
- (4) デートDV、望まない妊娠、性犯罪が増加している。その中であって、自分や他者の価値を認め尊重し、相手を思いやる心を醸成することや、生命を尊重する態度を身につけることが重要である。また、その上で、心身の機能の発達や性感染症予防等の科学的知識を理解し、自ら考え判断する能力を身に付け、望ましい行動が取れるようになることが大事である。

こうした観点に立ち、互いの尊厳を認め合える関係づくりのためにも、小学校、中学校、高校と発達段階を踏まえた「生と性の教育」を実施すること。

- (5) 夜間中学校における就学援助について、国の制度を改善するよう働きかけるとともに、就学者が府内各市町村に点在していることから広域行政としての府の役割を果たすべきである。したがって、就学援助ならびに給食補助を実施すること。

18. 男女共同参画の取組み

府は「21世紀の今日、少子高齢化の進展等、社会が急速に変化をしている中で、これからの大阪が活力に満ちた都市として存在していくためにも、『男女共同参画社会』の形成に向けた取組みが求められてい」として、平成14年に『大阪府男女共同参画社会推進条例』を制定された。男女共同参画社会とは、男も女も働き、仕事と家庭生活や地域生活を両立させ、バランスのとれた生活を享受することができ、かつ共に責任を担う社会をさしている（ワークライフ・バランス）。しかし、府ではいまなお女性の年齢階級別労働力率が全国平均より低くなっている。まずは、女性が安心して働き続けられる環境づくりが必要である。

- (1) 府の職員自らモデルとなり、男性職員の育児休暇・育児休業の取得率アップに努めること。特に、育児休業においては目標値10%に対して達成率0.9%であり（目標値の約10分の1）、父親となる職員の連続5日以上以上の休暇取得率においては目標値80%に対して達成率19.1%（目標値の約4分の1）であることを鑑み、目標達成に至らない原因を分析し、取得率向上のための具体的な施策を早急に示すこと。
- (2) 市町村と連携して改正育児・介護休業法の周知徹底を行うこと。

19. 大阪国際平和センター「ピースおおさか」の運営

府においては、昭和62年に「大阪平和ビジョン」の制定。昭和63年に府議会が核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い「国際平和都市・大阪」宣言を行い、平和施策の推進に努めている。

終戦から60年以上が経過している現在では、親や地域社会からは戦争の体験を学べず、か

つて日本が戦争をしていたことさえ知らない子どもたちも少なくない。

こうしたことから、戦争の悲惨さや平和の尊さを次代に伝える「平和博物館」の役割はますます重要性を高めている。特に大阪における平和の博物館である「ピースおおさか」は開館20周年となる。次代を担う子どもたちに平和の意義を分かりやすく展示することが必要であり、20周年を機に展示のリニューアルやタイムリーな情報の発信が可能となるよう、府と大阪市が協力して、力強い支援を行うこと。

20. 介護保険制度の課題

(1) 介護保険の理念と実情との矛盾の解消を

介護保険制度は、要介護状態となり、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練並びに看護、その他医療を要すものなどについて、これらのものがその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な福祉サービスに係わる給付を行うことを目的とした制度である。

しかし、特別養護老人ホーム等において、介護報酬の増加という経営面（入居者の要介護度があがることによって、施設が得られる介護報酬も増加）や、人材不足から、入居者の有する能力に応じた自立のための支援が充分に行われていない実情がある。このような介護保険制度の理念と、実情との矛盾を解消し、自立支援を基本に据えた高齢者介護を実現するため、以下の対策を行うこと。

こうした矛盾点を解消するため、自立支援の為の介護を積極的に行い、介護度が下がる等の一定の成果を挙げた施設に対し、インセンティブ制度（助成金・奨励金等）等による府独自の具体的な支援策を講じること。

府独自の介護人材確保策、自立支援を基本に据えた職員の意欲向上、意識改革を導く人材定着策を積極的に講じること。

(2) 医療ケアが必要な介護難民を救え

国の医療制度改革により、長期入院が必要な患者のための療養型病床を大幅削減する方針を決め、同時にこうした患者への診療報酬を引き下げたことで、病院を追われた介護難民が大量に生まれている。

さらに、介護難民となっている介護度の高い高齢者の多くは、医療への依存度が高く、これらの医療行為は、在宅介護の現場では家族が担わなければならない状況である。

一方で、介護度が高く、家族による介護が困難な高齢者を受け入れるべき特別養護老人ホーム等では、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、来年4月からは研修等をい受けるなど一定の条件下で、介護福祉士及び介護職員にも痰吸引と、胃に通したチューブから流動食を入れる「経管栄養」の医療行為が容認されることとなっている。しかし、入居者の高齢化等により医療に依存する内容も多様化しており、介護職が行える医療行為の限界や、現行制度の指定基準では看護職員の配置が不十分なため、医療への依存度が高い高齢者の入所が難しい、又は入所可能な人数を一定程度に止めざるを得ない状況である。このような介護難民を無くすため、以下の対策を行うこと。

介護職員が痰吸引と、胃に通したチューブから流動食を入れる「経管栄養」の医療行為を行うための研修等に容易に参加できるよう支援策を講じること。

特別養護老人ホーム等において、本来、こうした医療行為を看護職が担うのが最善であり、

介護職が医療行為を行う場合でも、適切に医学的管理を行うことが前提であることから、医療への依存度が高い高齢者の受入れが可能となるよう、特別養護老人ホームへの看護職の配置を充実させるための人件費補助等の方策を講じること。

府としても、特別養護老人ホーム等と、その協力医療機関等との連携支援体制を支援する方策を講じること。

21. 子どもを育てるための部局横断的な取組みを

地域のつながりが希薄化するとともに、女性の社会参加が進み、長引く不況の中にあっても、そこで新しい働き方・生き方になかなか転換できない現状があり、父親の育児参加が十分に得られない中、子育てがますます孤立化し、負担感が大きくなっている。

また、保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組みも必要である。

子どもの数は減っているにも関わらず、育児相談は急増し、また児童虐待などが後を絶たない状況下で、地域との連携・協力のもと子育て家庭を孤立させず相談・支援につなげていくためには何が必要か、という観点を見失うことなく、部局横断的に以下の対策を講じること。

- (1) 待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図ること。
- (2) 家庭的保育や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図ること。
- (3) 放課後児童対策の充実を図ること。
- (4) 不妊に悩む方への治療支援事業、配偶者間の不妊治療に要する費用に対する補助等母子保健医療対策の充実を図ること。
- (5) 障がいのために自力でものを飲み込めない人は、痰を機器で吸引したり、流動食を取るチューブを鼻から通したりする必要がある。

こうしたケアは現在、家族または看護師などの医療職にしか認められていないが、「社会福祉及び介護福祉法」の一部改正により、来年4月からは研修等を受けるなど一定の条件下で、誰でも介助員として特定の人への医療的ケアができるようになり、文部科学省も学校においては一定の研修を受けた介助員らがケアを行うことを認める指針を定めている。

これまでは、普通学校では保護者が日常的に付き添う必要があり、医療職のいる特別支援学校に通わざるを得なかったが、これらの方針等により医療的ケアが必要な児童生徒が普通学校に通いやすくなることになる。

府としても、これらの方針等を踏まえ、必要に応じ、学校に介助員を配置し、医療的ケアが必要な児童生徒が普通学校に通いやすくするなど、障がいを持つ子どもの就学先を広げる方策を講じていき、障がい等により「学ぶ」権利が制限されていた児童生徒が、学校で充実して継続的な教育を受けることができる体制を構築すること。

- (6) 両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給や、育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備を図ること。

22. 虐待死ゼロへ

(1) 市町村との連携

市町村と児童相談所は、児童虐待の通告受理・援助機関として、ともに子どもの安全と福

祉を守る責務を負っている。

市町村は地域に密着した行政機関として様々なサービスを提供する役割を担い、児童相談所は、これまでの虐待対応の知見や専門的機能を生かした役割を担うこととなるが、このことは、果たすべき役割の違いであって、専門機関である児童相談所の指示に従い市町村が児童虐待事例へ対応するというのではないということには、十分留意が必要である。

子ども虐待の防止、早期発見・対応、家族関係の調整、自立に向けた切れ目のない支援をするために、以下のことを講じること。

市町村と子ども家庭センターは、それぞれの特徴を生かした役割分担をし、連携・協力し、虐待死ゼロを目指す取組みを推進すること。

子ども家庭センターと市町村の所管部局との定期協議の場を設けること。

市町村の求めに応じて、市町村が行う関係機関（ネットワーク）職員のスキルアップ研修や住民を対象とした啓発事業に対して、支援及び補助について強化すること。

(2) 児童相談所の体制強化

児童虐待に対応する児童相談所の児童福祉司のうち、9割以上が業務に負担を感じていることが総務省の意識調査で示されている。

全国の児童相談所に寄せられる虐待の相談件数は急増しており、「大阪府子どもを虐待から守る条例」により、府における通告の増加も見込まれる。

このような状況において、全国の児童相談所の現場は、慢性的な要員不足に加え、ノウハウを十分身に付けないまま、職員が定期異動で離れていくため、経験の蓄積や専門性が育ちにくい状況にある。

施設入所や継続的な助けが必要な児童の支援等において、児童に対してきめ細かなケアが困難な状況にあることから、以下の対策を講じること。

児童虐待を早急に解決するためには、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要であるため、府としても、児童福祉司の更なる増員を図り、安定的・継続的に確保・育成する具体的・計画的な人材確保策を講じるなど、更なる体制強化に取り組むこと。

身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待など、多様化、複雑化する児童虐待に対応できる、子どもの命を守る「プロ集団」として、体制強化を図ること。

一時保護所をはじめ、児童養護施設の施設改善・拡充を図るとともに、職員等のスキルアップに向けた大幅な予算措置を講ずること。

(3) 未受診妊婦の問題への対応

妊婦健診をほとんど受けずに出産した未受診妊婦のうち、半数以上が児童虐待の傾向があり、ネグレクト（育児放棄）が原因で乳児が死亡したとみられるケースもあり、未受診妊婦と出産後の虐待の関連性が指摘されている。

未受診妊婦の問題は、胎児虐待であり、虐待防止のための課題でもある。

未受診妊婦の異変を察知できるのは、出産入院中などのわずかな機会に限られることから、医療機関は、虐待を予防・早期発見・早期対応するうえで重要な役割があることから、以下の対策を講じること。

医療機関との連携により、医師からの虐待疑いの情報に児童相談所が迅速に対応できるよう、具体的な連携強化策を講じること。

医療機関内に虐待防止のための研究会等を設置するための支援を講じること。

23. 共生介護

(1) 高齢者や障がい者の社会的孤立を防ぐために

～小規模多機能型居宅介護事業を利用しやすくしよう～

いわゆる「無縁社会」といわれる社会的孤立する人が増えることに伴い、誰とも会話をしない、近所づきあいをしない、困ったときに頼る人がいないといった、社会から孤立した状況が長く続くと、生きがいを喪失したり、生活に不安を感じることもつながるなど、様々な問題が生じている。

このような問題に対応するためには「絆～つなぐ～」お互いさまのまちづくりが必要であり、とりわけ、社会的弱者である高齢者や障がい者の社会的孤立を防ぐための有効な「居場所づくり」の取組みは重要である。

「小規模多機能型居宅介護事業」は定額制のサービスなので、事業所に入る介護報酬はサービス量に比例しない、また、小規模多機能型居宅介護に登録すると、基本的に他の居宅サービスが使えないことから、利用者とのニーズのミスマッチがあり、利用者が広がらないといった懸念から、参入を躊躇する傾向が見られる。

このような実情を踏まえ、以下の対策を講じること。

施設整備や開設初年度の運営費の助成だけでなく、継続的に運営できる採算性を確保できなければ、参入が進まないことから、運営やケア体制を整えるといったソフト面についても助成を行うこと。

「多機能」として1つの事業に集中させるだけでなく、介護サービスはもとより、訪問看護等の医療サービスも含め、地域にある多様なサービスをコーディネートしたり、ネットワークするなど、従来のパッケージサービスといわれているものをコーディネートサービスに転換させるとともに、コーディネートサービスについても再評価し、多様で実効性のある地域福祉を進めること。

(2) 共生型介護の推進

高齢者、子ども、障がい者などを幅広く受け入れて一緒にケアする「共生型介護」は、高齢者の失われた力を呼び戻すとして注目を集めている。

また、高齢者は高齢者の施設、障がい者は障がい者施設、子どもは保育所それぞれ専門のスタッフが介護を行い、施設の内容や人員も細かく決められているが、こうした施設は慢性的に不足している。

このような状況に対応するため、以下の対策を講じること。

「絆～つなぐ～」地域の福祉づくり、まちづくり策として、府の部局の横の連携を発揮し、積極的に高齢者、子ども、障がい者及びその家族が住み慣れた地域社会の中で尊厳をもって安心して暮らしていけるよう、住民参加の福祉サービスの提供に努め、高齢者の認知症や寝たきりの予防、子どもや障がい者の生活支援に関する事業等を行い、暮らしやすいまちづくりの推進と地域福祉の発展に寄与することを目的とする「共生型介護」を推進すること。

2006年に厚生労働省が規制緩和を行っている指定通所介護事業所での知的障がい者や障がい児の受入れはもとより、共生型グループホーム等の共生型事業や住民参加型福祉活動

に取り組む事業所等の「共生型介護」に先駆的に取り組む事業等の推進策を講じること。

24. 発達障がい児、重症心身障がい児・者への施策

昨年12月に「障害者自立支援法」等が改正され、平成24年4月から障がい児の通所支援については児童福祉法に統括し、市町村がその実施主体となることとなった。そのことに伴い児童デイサービスを活用して自閉症児等の療育支援を行っている「大阪府発達障がい療育等支援事業」に対する委託料措置は平成23年度限りとされている。これまでの大阪府における発達障がい児に対する先駆的な取組みを市町村に継承するとともに、当事者のニーズを踏まえた専門的機能を強化継続する観点からの再構築を求める。

また、医療的ケアが必要な障がい児の地域生活支援・地域移行については、人材育成と必要な財政支援を行うこと。

25. 地域福祉セーフティネット

これまでセーフティネットを担ってきた家族、地域コミュニティの互助機能が低下する中で、経済的困窮や社会的孤立に陥る人たちが増加しており、新しいセーフティネットのあり方が喫緊の課題となっている。

福祉の分野において、セーフティネットが効果的に機能するためには、日常生活自立支援事業や生活保護でも網羅できない、最後の部分を救う後見制度の充実が不可欠である。

このような状況において、全ての府民の不安を払拭し、安全や安心を提供するため、以下の対策を行うこと。

- (1) 地域のセーフティネットにより、要介護状態を予防し、いったん要介護状態になった場合においても要介護者の生活の質を向上させ、寝たきりゼロを目指す対策を講じること。
- (2) 今後増加する「高齢者の独り暮らし」や「高齢者が高齢者の生活の面倒をみる世帯」を支える住まいの確保や生活の支援、孤独死ゼロの体制を構築すること。
- (3) 成年後見制度は、介護保険制度とともに、2000年度からスタートした制度で、両者は車の両輪であると言われる。

介護保険制度では、これまで三度の法改正が行われ、制度上の課題に対して見直されているが、成年後見制度については法改正が一度もなく、後見人等への報酬や医療同意、選挙権、居宅不動産の処分等の実務上の問題点も多く、制度利用の顕著な広がりを見せているとは言いがたい。

府としても、成年後見制度の課題・問題点を踏まえた制度見直しを行うよう強く国に働きかけること。

- (4) 成年後見制度の市町村長申立は、本人の判断能力が既に失われているが成年後見開始審判申立をすべき身寄りのない人や、いても協力を得られない場合を要件とし、市町村長が後見等開始申立権者となることとしている。しかし、親族探しに時間を費やす間、本人は放置される上、担当職員をはじめとする関係者はこのような手続きを敬遠するような結果にも繋がっており、実際に申立が必要にもかかわらず、制度の利用ができない結果に繋がっている。また、地域により申立件数の格差も見られる。

この様な状況を是正するため、府としても広域行政の機能を発揮し、後見人制度と市町村申立について、必要とする人全てが利用できるよう推進すること。

- (5) 地域福祉の中核として住民と行政をつなぐ民生委員の慢性的な担い手不足の解消に努めること。
- (6) 民生委員が、地域に暮らす高齢者・障がい者・児童・母子世帯など要援護者に対して、実効性のある行動を行っていくために、民生委員活動に必要な行政情報（担当地区内の住民の個人情報等）の提供を行うこと。
- (7) 1年間に全国で3万人、大阪府でも2000人も自殺者がいるというほど、自殺は社会情勢を反映した重要な課題である。府として自殺予防対策を強化されたい。

26. がん対策

今年2月定例会において議員提案による「大阪府がん対策推進条例」が制定された。我が会派では、がん治療に携わる医療関係者やがん患者会からの意見を聞き、議会での条例づくりを行ってきた。大阪が「がん死亡率ワーストワン返上」を達成し、かつ、がん医療ナンバーワン府県を目指すためにも以下のことを提案する。

(1) 重粒子線治療のできる医療機関を設けるなどがんの先端医療を追求すること。

重粒子線治療は通常の放射線治療では十分な効果が得難い腺がん（頭頸部がん、前立腺がん、肺がん等）、脳腫瘍や肉腫（骨、脂肪、筋肉等から発生）、悪性黒色腫等にも効果が期待でき、外来で治療できる、副作用が少ないなどのメリットも大きいと言われている。

この治療のできる医療機関・施設は全国で3か所だけで、その先進医療の費用として、約300万円と高額であるものの、今後普及されることで将来コストダウンする可能性が十分にあり得る。

がんの先端医療分野における早期の普及の観点では、現段階で原子炉が必要なホウ素系中性子補足療法（BNCT）よりも実現性が高い。

以上のことから、大阪における質の高いがん医療を提供し、がん医療ナンバーワン県を目指すためにも、重粒子線治療のできる医療機関を設けるなどがんの先端医療を追求すること。

(2) がん検診受診率を向上させること

がん死亡率ワーストワン返上に向けては検診受診率の向上を図ることが大切である。今年から府が導入した「組織型検診」が市町村において早期に導入されることがカギになる。そのために、国保加入者についての検診費用の市町村超過負担分については府として支援すること。同時に、検診のできる医療機関が偏在している現状に鑑み、医療機関の養成と、がん診療拠点病院との連携によるフォロー体制の構築を進めること。

27. 救急医療体制の充実

医師不足に伴う救急告示病院の減少、超高齢社会も反映した救急搬送件数の増大などによって、救命救急医療体制は逼迫した状態が続いている。今後とも再構築を進めるため、広域医療を担う大阪府の役割は重要である。そのためにも、大阪府として2次・3次救急告示病院に対しての財政支援を更に強めること。特に、今、大きな課題になっている「身体・精神合併症患者の受入れ体制」については早急な対応指針を作成すること。

同時に、「救命救急を府民で支える」との観点で、安易な救急車の利用を抑制するため、相談機能の充実は大事な柱の一つである。現在、大阪市が行われている「救急安心センターお

おさか」は、電話による医療相談から消防車の出動依頼まで行われており、府内全市町村が分担金を拠出し参画している。大阪府では、以前から「大阪府医療情報センター」において、医療機関を紹介する電話相談を運営しており、かなりの成果を収めている。今後、より一層府民に分かりやすく、かつ、効果的・効率的な相談機関とするため、双方の機能分担・システム化に向けた検討を進めること。

28．公立病院への支援

- (1) 府内各圏域で救急医療・政策医療の提供など、重要な役割を果たしている公立病院への財政的・人的支援をさらに強化すること。
- (2) 公立病院と民間病院の役割分担の明確化による分業とネットワークを進めること。

29．災害からの復旧に取り組む中小企業への支援

東日本大震災の影響を受けて売上が減少している中小企業への制度融資は、速やかな対応をされていると認識する。ただし、さらに有効な制度融資とするためには、売上高の減少一辺倒ではなく、売掛金の回収が困難となるなどの理由で、資金繰りが悪化するなど、種々の事情の応じた対応ができるよう柔軟な制度の活用をされたい。

また、震災復旧・復興による需要拡大に伴う中小企業に対する設備や運転資金の強化を図ることで、被災地の復興支援の促進、大阪の景気・雇用の増進が可能となることから、業況拡大に向けた融資制度の新設を図られたい。

30．中小・零細企業支援

制度融資を受けられない中小企業から「融資を受けられない理由を教えてくれないので今後どうしたらいいかわからない」という声がたびたび、わたしたちのところに聞かされている。そのためには、制度融資を受けられない理由を企業に説明し、その中小企業に理解を求めること。

また、商工労働部で「資金、技術、経営面から頑張る中小企業を応援」する施策を打ち出すからには、利用者の視点に立った資金、技術、経営面からワンストップ的に支援していくべきである。そこで、企業の課題解決に向けて中小企業診断士や税理士といった専門家などのネットワークを構築し、中小企業が抱える様々な経営及び技術省の課題に多面的なアプローチがなされ、その本質を明らかにして具体的な解決策が立案できるような中小企業支援を行うこと。

31．雇用対策

(1) 就職困難層への支援施策

子ども・若者育成支援推進法が平成22年4月に施行されたが、府は、法に基づく各自治体での取組状況を把握するとともに、実施主体の確立を図り、事業を推進させることが喫緊の課題である。

そのため、関係する機関によるネットワーク組織として子ども・若者支援地域協議会を

設置し、大阪府・市町村就労支援事業推進協議会との連携を図り、種々の課題を有する子どもや若者を総合的に支援していくための体制づくりを行うこと。

さらに、この体制のもとで実施すべきことはさまざまあるが、まずは、雇用の確保に取り組むことが重要と考えるため、労働施策の事業強化を展開すること。

また、障がい者雇用の未達成企業に対する対応の強化を図ると同時に、障がい者の社会的雇用の拡充・充実に向けた施策の推進を行うこと。

(2) 一般雇用施策

就職氷河期と言われる今日、学卒者をはじめ卒後の若者から中高年齢者までそれぞれの階層に応じた就労支援策が求められている。

とりわけ、中小企業や事業所への就労希望が低い状況もある。しかし、労働関係法令を遵守し、福利厚生にも意欲的に取り組んでいる中小企業や事業所も多い。

府は、こうした企業をPRに努めるとともに、職業訓練など人材育成事業の強化を行うこと。また、労働関係法令が遵守されていない企業や事業所の実態把握を行うこと。さらに、法令が遵守されていない企業や事業所の実態把握及び、最低賃金や労災防止の安全対策など、監督・指導の強化を行うこと。

悪質な企業等にあってはその内容を公表するなど、罰則規定を盛り込んだ条例の制定をすること。

なお、施策の推進にあたっては、部局間における連携を行い、府内市町村との協働のもと、施策の実効性を高めていき、真に就職希望者や労働者への支援となる施策の推進をされたい。

32. 街灯及び防犯灯のLED化の推進

電気料金の節減のみならず環境対策にも寄与することから、丈夫で寿命の長いLED化を推進すること。また、府有施設や府道の街灯などでの導入を進めること。

33. インフラ整備のあり方

東日本大震災の痛ましい被害を見るにつけ、安全、安心の確保が行政の最大責務であることを痛感した。特に、地震や津波などの災害に備えて府民の安全を守るためには、行政が責任をもってインフラを整備しなければならない。

府民の生命を守るインフラは、次世代にとっても不可欠な資産となるものであり、大阪の将来にとって必要なインフラは今のうちからしっかりと整備すること。

34. 治水対策

大地震による津波や局地的な豪雨のリスクが高まっている今日、府民の安全と財産をまもるための河川の整備は喫緊の課題である。

また、今後、治水対策に関する整備計画については、「できるだけダムに頼らない治水」を前提として、事前段階からの市町村説明や意見交換を十分に行った上で策定するとともに、府民への説明責任を果たし、同意を図ること。

とりわけ、山間部における集中豪雨は、土砂災害等の甚大な被害をもたらし、下流への被

害も想定されることから、これまでの治水対策はもとより、山林における保水力向上等の総合的治水対策を進めること。

35．新名神高速道路及びその関連道路の整備の推進

新名神高速道路の未着工区間の早期着工を引き続き国に要望するとともに、周辺の関連道路の整備を図ること。

36．民間木造住宅の耐震化の促進

府内の住宅・建築物の耐震化対策について、府の「住宅・建築物耐震10カ年プラン」(平成18年12月策定)における中間検証では、「平成27年度時点での耐震化率90%の目標達成は厳しい状況にある」とされている。

そこで、府では、特に耐震化が遅れている木造住宅の耐震化のスピードアップのために、今年度から耐震改修の補助金の定額化等の補助制度の見直しをしたが、耐震化の先進県である静岡県や愛知県と比べると、府民が実質負担する割合は府の方がまだまだ高い。府民の「経済的負担」が耐震化の進まない大きな要素であり、目標の耐震化率を達成させるためにも、府民の実質負担感がさらに軽くなる補助制度とすること。

37．府営住宅のあり方

(1) 高齢入居者が安心して生活できる府営住宅を

わたしたちが以前から提言してきた府営住宅における介護施設などの福祉モール化については実現に向けて取り組まれていることは評価できる。

今後、サービス付き高齢者向け住宅の供給がなされる一方、府営住宅の居住者の急速な高齢化により、団地内のコミュニティの沈滞化や地域住民との閉鎖的なコミュニティ環境となってしまうこと、また、高専賃などが生活保護の対象となる貧困ビジネスの温床となっていることを聞いているところであり、府営住宅にもその危険性を含むことが課題となっている。高齢入居者が安心して生活できるようにするために、こうした課題に対応できるよう取り組むこと。

(2) 基礎自治体との連携

基礎自治体が府営住宅と一体となったまちづくりができるよう基礎自治体と十分な協議をすること。公共住宅における申込窓口を一本化し、ワンストップサービスを実現させること。

(3) 指定管理者制度を検証し、入居者サービスを低下させないこと

府営住宅の管理の一層の業務の効率化、入居者サービスの向上を図ることを目的に、平成22年から府営住宅に指定管理者制度を導入され、平成24年度にはすべての府営住宅に指定管理者による管理が行われる予定である。この指定管理者制度の導入により、入居者に不利益が生じていないか検証するとともに、入居サービスが低下することのないように取り組むこと。

(4) コミュニティの形成を

府営住宅におけるコミュニティーを形成するために導入されている「ふれあいリビング」の導入促進を図ること。

38. 国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例

「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」第4条の運用にあたっては、憲法や最高裁判例等を踏まえ、慎重に行うこと。

39. 公立高校における障がいのある生徒への支援

大阪府では、「ともに学び、ともに育つ」ノーマライゼーションの理念を持ち、大阪の教育を全国に発信していく画期的な取り組みとして、障がいのある生徒の府立高校へ進学するという道を切り開いてきた。知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室を全府立高校へ広げていき、生徒たちの学びを保障する大阪づくりを進まなければならない。

府立高校の募集倍率が過去3カ年平均で1.14倍(H21～H23年度入試)であるのに対し、知的障がい生徒自立支援コース設置校及び共生推進教室設置校の募集倍率は3倍以上に達し、狭き門と言わざるを得ない。そのため府立高校の倍率並みにこれらの高校に進学できるよう条件整備を進めるとともに、障がいのある生徒が安心して通学できるよう、通学区域の改善を進めること。

また、普通科等で学ぶ障がいのある生徒についても、それぞれの学校で安心して学べるよう、施設整備や人的支援体制を強化すること。

40. 地域における警察力の充実（警察署及び交番の整備）

警察署の新設及び交番の増設については、その設置の必要性を総合的に検討し判断されている。

しかしながら、警察署や交番が設置されて以降、新たなまちが形成される一方、地域によっては急速に高齢化が進むなど警察署・交番を取り巻く治安環境に大きな変化が生じており、こうした変化に鋭敏に対応しなくては、ますます警察事象における地域間格差が拡大することが懸念されるところである。

あえて例を挙げると、吹田警察署は市の南部に位置しており、北部地域住民の方々が治安等に不安を感じており、また、犯罪の発生状況をみても府下トップクラスであるため、吹田北部地域への警察署の新設について吹田市から要望がなされているところである。

また、新たなまちづくりとして展開している茨木市彩都西部地区においても、現在、7,000人以上の方が居住されており、同市から同地区への交番の設置が要望されている。

わたしたちとしてもこうした府民の強い要望を受け、地域住民の安全確保を図っていくことが重要と考える。その手段として、地域における警察力を充実させるため、治安環境に鋭敏に対応した警察署の新設及び交番の増設を求めるものである。

